

令和3年1月22日

ご家族（身元引受人）様

特別養護老人ホーム南風園
施設長 眞野 登志男

入居者様とのご面会について（制限期間の延長）

時下、皆様には益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、当施設の運営につきましてご理解、ご協力頂き誠に有難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大する中、1月14日に緊急事態宣言が発令され、岐阜県も「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されました。また、高山市内においても大規模なクラスターが発生しております。

このような状況を受け当法人施設（新宮園／豊楽園／南風園／宙）では、1月31日（日）迄としておりました面会制限期間を下記のとおり変更させていただくことになりました。

皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが何卒、ご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、この対応につきまして、ご家族様以外（ご親族、ご友人等）の方々にもお知らせ頂きますようご協力をお願い致します。

記

【面会制限期間】

（変更前） 令和3年1月31日（日）迄

（変更後） 令和3年2月1日（月）以降 当面の間

但し、今後の情勢により制限期間を変更する場合は、速やかにご案内いたします。

※ご不明な点等がございましたら担当者までご連絡下さい。

※施設サービス計画書（ケアプラン）を交付させていただきたいので、印鑑をご持参の上事務所窓口までよろしくお願い致します。

担 当	中 洞 / 中 嶋 / 中 島	
	特別養護老人ホーム南風園	
	電 話	0 5 7 7 - 3 3 - 3 7 3 0
	F A X	0 5 7 7 - 3 3 - 3 7 5 1